

役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は役員及び評議員等の報酬・退任慰労金・旅費等について定めることを目的とする。

(役員及び評議員等の報酬)

第2条 役員及び評議員等の報酬は、附表第1・附表第1の2・附表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は、次のとおりとする。

1 役員は、当該月分を翌月10日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 評議員、評議員選任・解任委員は、当該会議に出席した都度支払う。

(退任慰労金)

第4条 役員の退任慰労金は、別に定める「役員退任慰労金規程」によるものとする。

(旅費)

第5条 役員及び評議員等の出張旅費は職員の「旅費規程」を準用するものとし、等級の別のあるものについては上級の額を適用する。

(補償)

第6条 役員及び評議員等が業務上傷病にかかった場合には、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定められた災害補償と同一の補償を当会の負担により行うものとする。

(見直し)

第7条 本規程は、原則として定例の役員及び評議員改選時毎に評議員会が見直すこととする。

(附則)

第8条 平成10年7月1日付の「役員報酬規程」を廃止。平成14年4月1日から本規程を施行する。

1. 平成14年 4月 1日 報酬額一部改訂
2. 平成16年 8月 1日 報酬額・賞与額一部改訂
3. 平成18年 8月 1日 報酬額・賞与額一部改訂
4. 平成20年 7月 1日 報酬額一部改訂
5. 平成21年 7月20日 報酬額一部改訂
6. 平成28年 6月20日 一部改訂
7. 平成29年 5月 1日 一部改訂

1. 附表第1 (役員報酬)

役名	報酬額
理事長	月額 350,000 円
業務執行理事	月額 175,000 円
理事	日額 30,000 円
監事	日額 30,000 円
	(但し、監査業務に従事した時は日額 30,000円) (監査業務に半日従事した場合には、日額の半額とする)

役員がこの法人の職員の場合は、支給しない。

2. 附表第1の2 (評議員報酬)

役名	報酬額
評議員	日額 20,000 円

3. 附表第2 (評議員選任・解任委員報酬)

出席1日につき 10,000 円 支給する。